



環境省

OECMについて

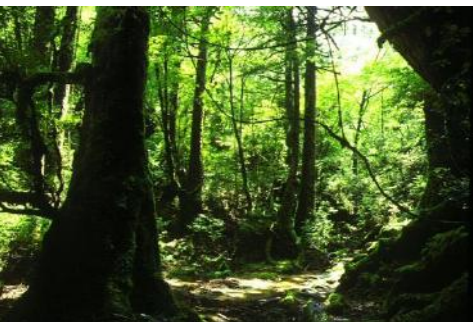
令和4年11月8日

環境省自然環境局自然環境計画課



日本の国立公園

～流氷とサンゴ礁まで様々な
風景が広がる日本の国立公園～



日本の陸域及び内陸水域の保護区の面積割合

- 愛知目標11の対象となる国内の陸域及び内陸水域の保護地域
(「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(2014年3月)から抜粋)

- ・ **自然公園** (自然公園法) :
国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- ・ **自然海浜保全地区**
(瀬戸内海環境保全特別措置法)
- ・ **自然環境保全地域** (自然環境保全法) :
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
都道府県自然環境保全地域
- ・ **鳥獣保護区** (鳥獣保護管理法)
- ・ **生息地等保護区** (種の保存法)
- ・ **近郊緑地特別保全地区**
(首都圏近郊緑地保全体法、
近畿圏の保全区域の整備に関する法律)
- ・ **特別緑地保全地区** (都市緑地法)
- ・ **保護林** (国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **緑の回廊** (国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **天然記念物** (文化財保護法)
- ・ **都道府県が条例で定めるその他保護地域**

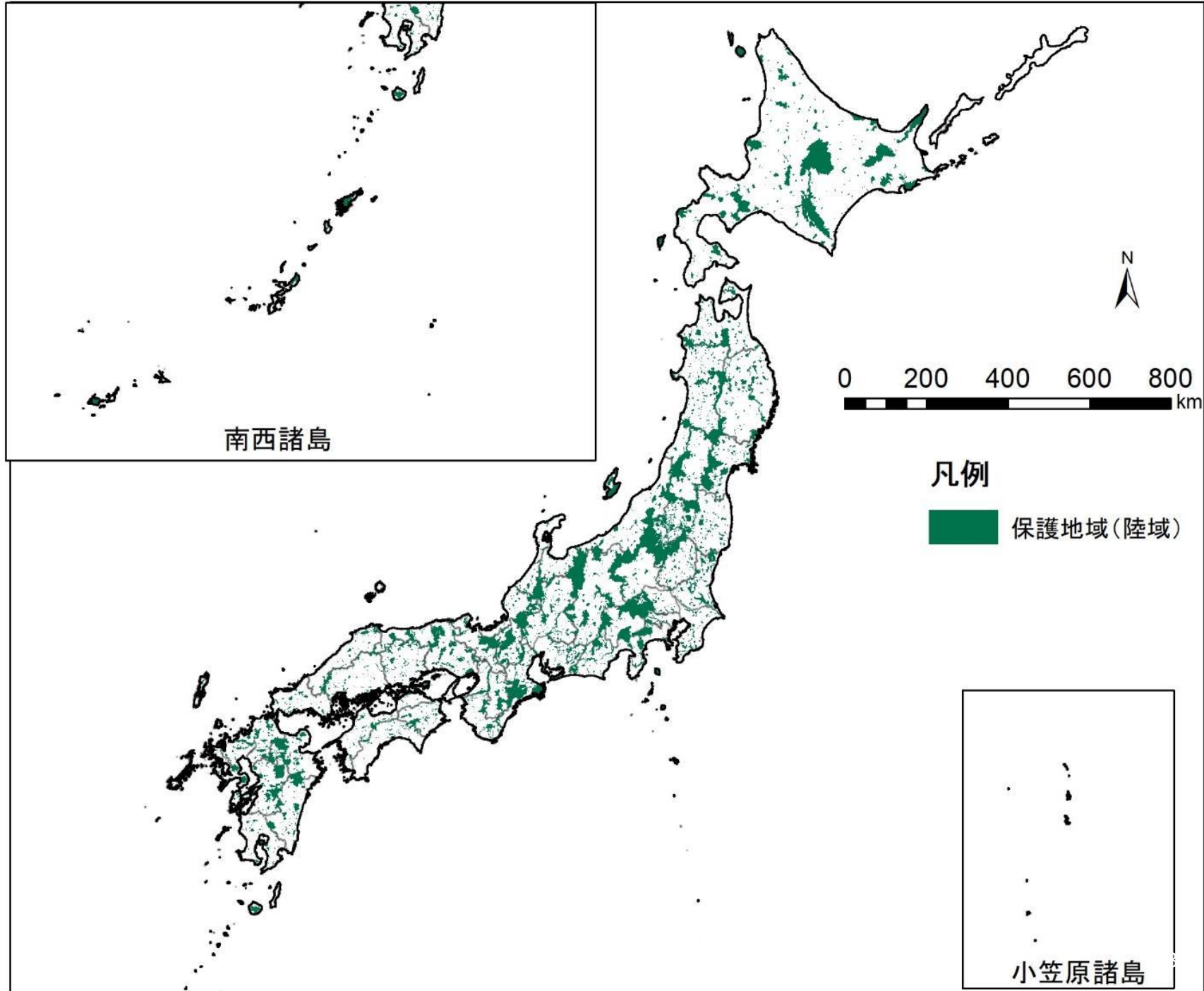
- これらのうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算した結果、面積は約**77,300km²**、国土面積に対する割合は約**20.5%**となった。

表.地理情報が入手可能な区域の面積及び国土に占める割合

保護区種別	陸域面積 (km ²)※1	割合 (%)※2	データ基準年
自然公園	56,051	14.8	2019年
自然環境保全地域	1,126	0.30	2015年
鳥獣保護区	33,211	8.79	2018年
生息地等保護区	9	0.01未満	2018年
保護林	9,702	2.57	2018年
緑の回廊	5,843	1.55	2018年

※1 GISデータに基づく面積であり、指定面積の合計とは一致しない。

※2 重複等があるため、それぞれの割合の合計値は20.5%にならない。



南西諸島

凡例

保護地域(陸域)

小笠原諸島

日本の海洋保護区制度（2021年8月時点）

我が国における海洋保護区
13.3%（59.4km²）

※我が国における海洋保護区の定義（海洋生物多様性保全戦略（2011年3月策定）より）

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

①自然景観の保護等

自然公園（自然公園法）：優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域（自然環境保全法）：保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）：鳥獣の保護

③水産動植物の保護培養等

保護水面（水産資源保護法）：水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）

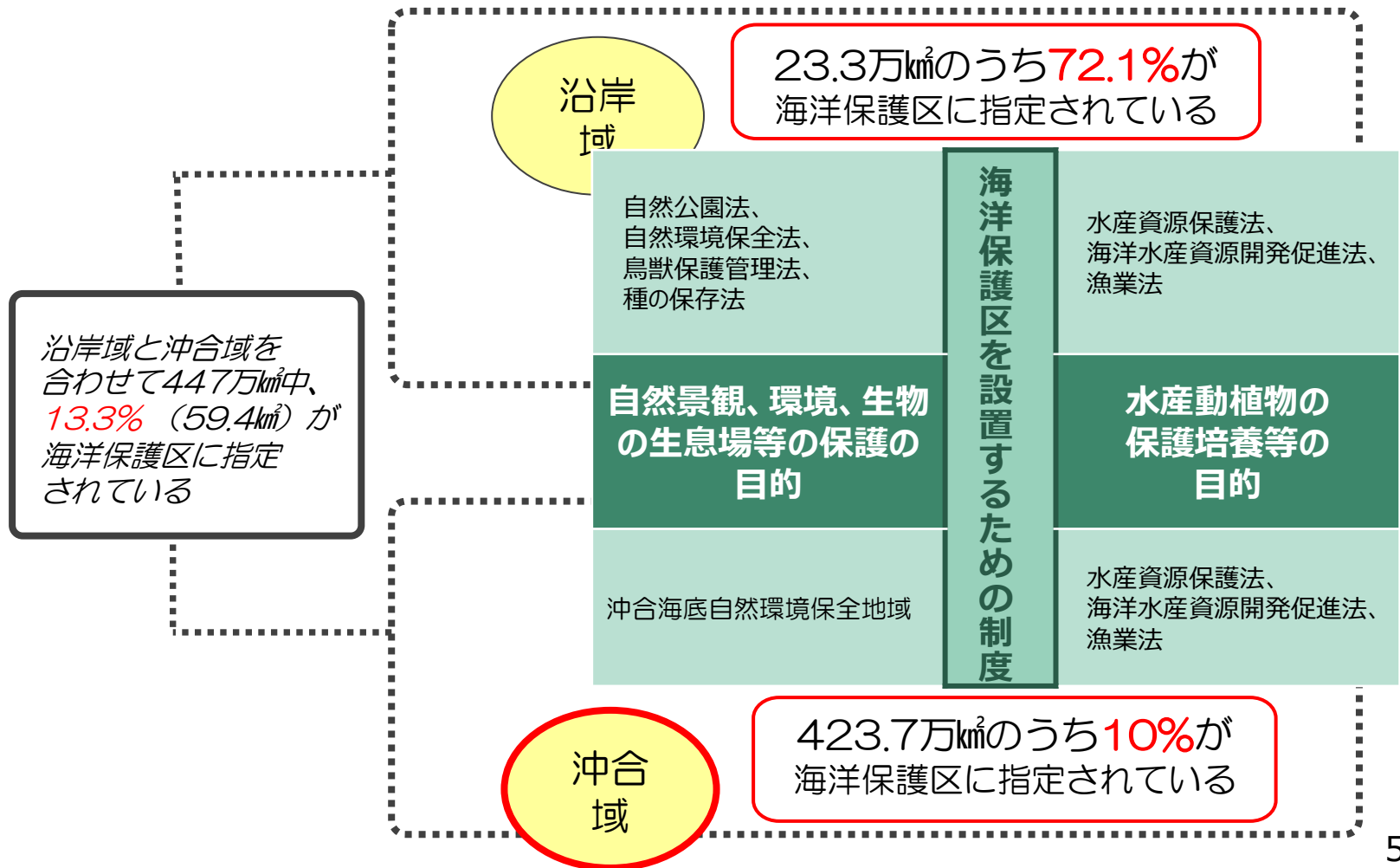
水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域（漁業法）

漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等

沖合域：我が国の内水及び領海の水深200メートル超の場所、排他的経済水域
沿岸域：我が国の領海かつ水深200m以浅の場所
（「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）」の定義）

海洋保護区制度



OECD

【保護地域以外】で、 生物多様性保全に資する地域

Other **E**ffective area-based **C**onservation **M**easures

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、
試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず
生物多様性の保全が図られている区域を想定









「自然共生サイト（仮称）」の認定基準（案）

1. 境界・名称に関する基準

1. 境界・名称

2. ガバナンス・管理に関する基準

2.1. 管理権限

2.1.1 管理権限の存在

2.1.2 管理の衡平性

2.2. 管理措置

2.2.1 管理措置

2.2.2 管理体制の長期継続性

3. 生物多様性の価値に関する基準

3. 生物多様性の価値

4. 管理による保全効果に関する基準

4.1 管理の有効性

4.2 モニタリングと評価

自然共生サイトの特徴

- 「場（範囲）」が分かる
- 所有者・管理者が分かる
- 生物多様性の価値が分かる
- 管理内容が分かる

生物多様性保全に貢献する場所として、

どこで だれが 何をやって どうなっているか
が見えるようになるのが、「自然共生サイト」

既存の保護地域

OECDによる生態系連結

～つなげよう～



地域が自立し支えあう

低炭素・資源循環・自然共生

◆自然資源・生態系サービス

- ・食料、水、木材
- ・自然エネルギー
- ・水質浄化、自然災害の防止

森
里
川
海

農村・漁村

自立分散型社会

(地域資源【自然・物質・人材・資金】の循環)

地産地消、再生エネルギー導入等

地域循環共生圏

都市

自立分散型社会

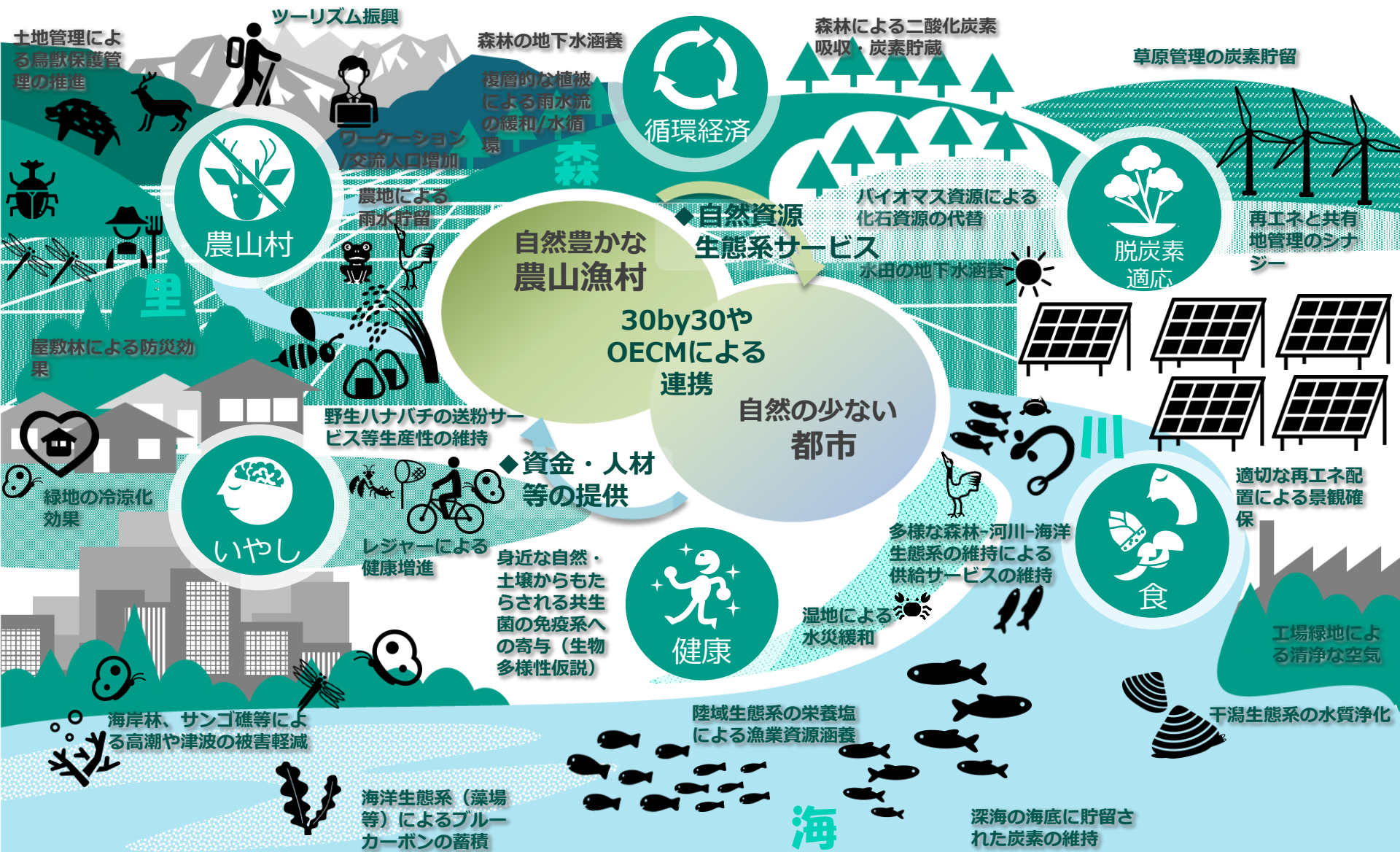
(地域資源【自然・物質・人材・資金】の循環)

地産地消、再生エネルギー導入等

◆資金・人材などの提供

- ・自然保全活動への参加
- ・社会経済的な仕組みを通じた支援等

30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~



検討スケジュール（案）

R4（2022）年度

➤ 認定の仕組みを試行

（試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを実施）

試行前期（5～8月）	23件
試行後期（9～12月）	33件
その他課題調査	10件

R5（2023）年度

➤ 個別認定を開始予定

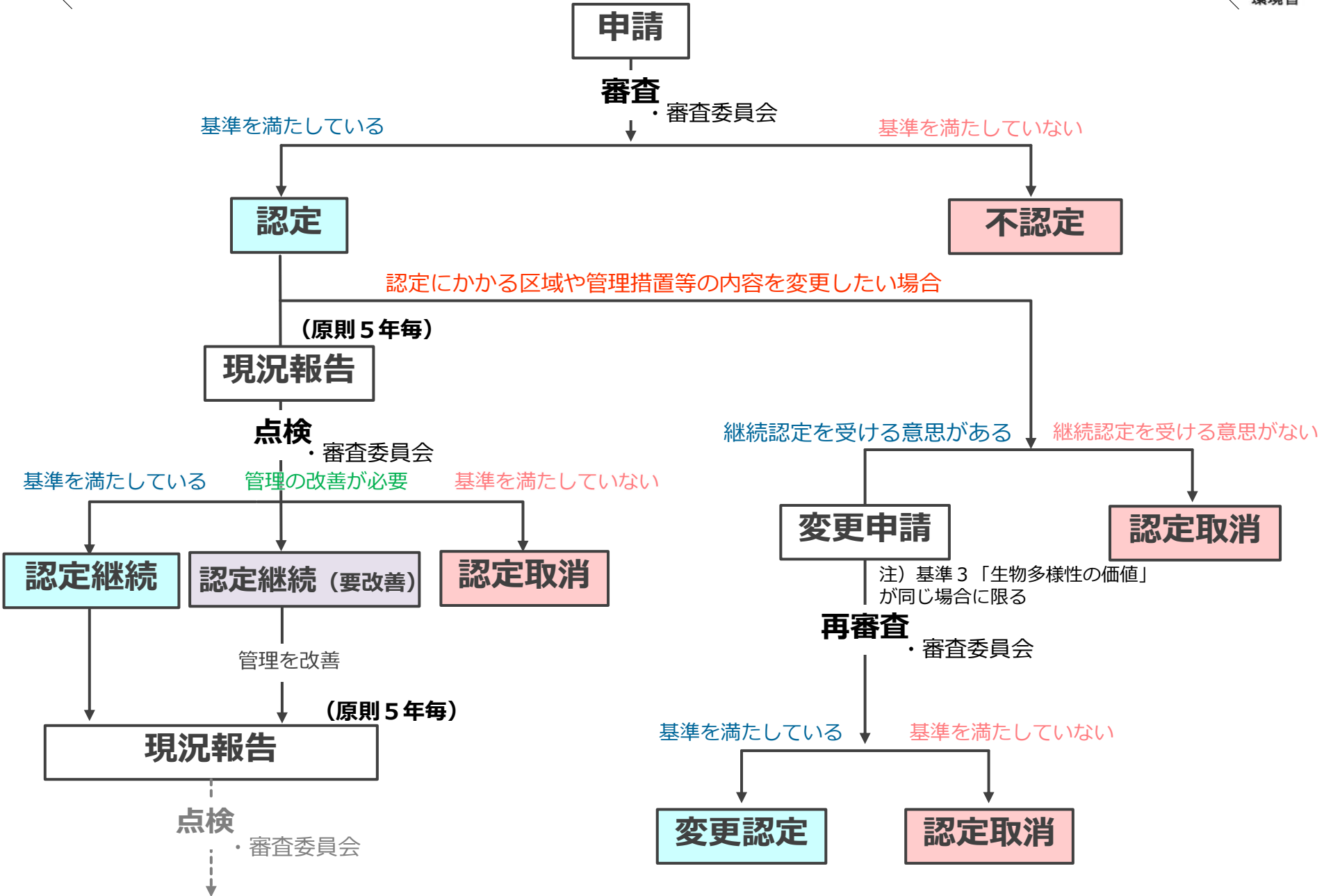
R5（2023）年中に100カ所の先行認定を目標

➤ 当面は国直轄で運用しながら、課題点を洗い出し、より効率的・効果的な仕組みになるよう改善を図っていく予定

「生物多様性の価値」の認定基準（案）

	以下のいずれかの価値を有すること
保全上重要な場	公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場
	原始的 な自然生態系が存する場
	里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、 生態系サービス を提供する場
	伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場
保全上重要な種	希少な動植物種 が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
	分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
保全上重要な機能	越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって不可欠な場
	既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場

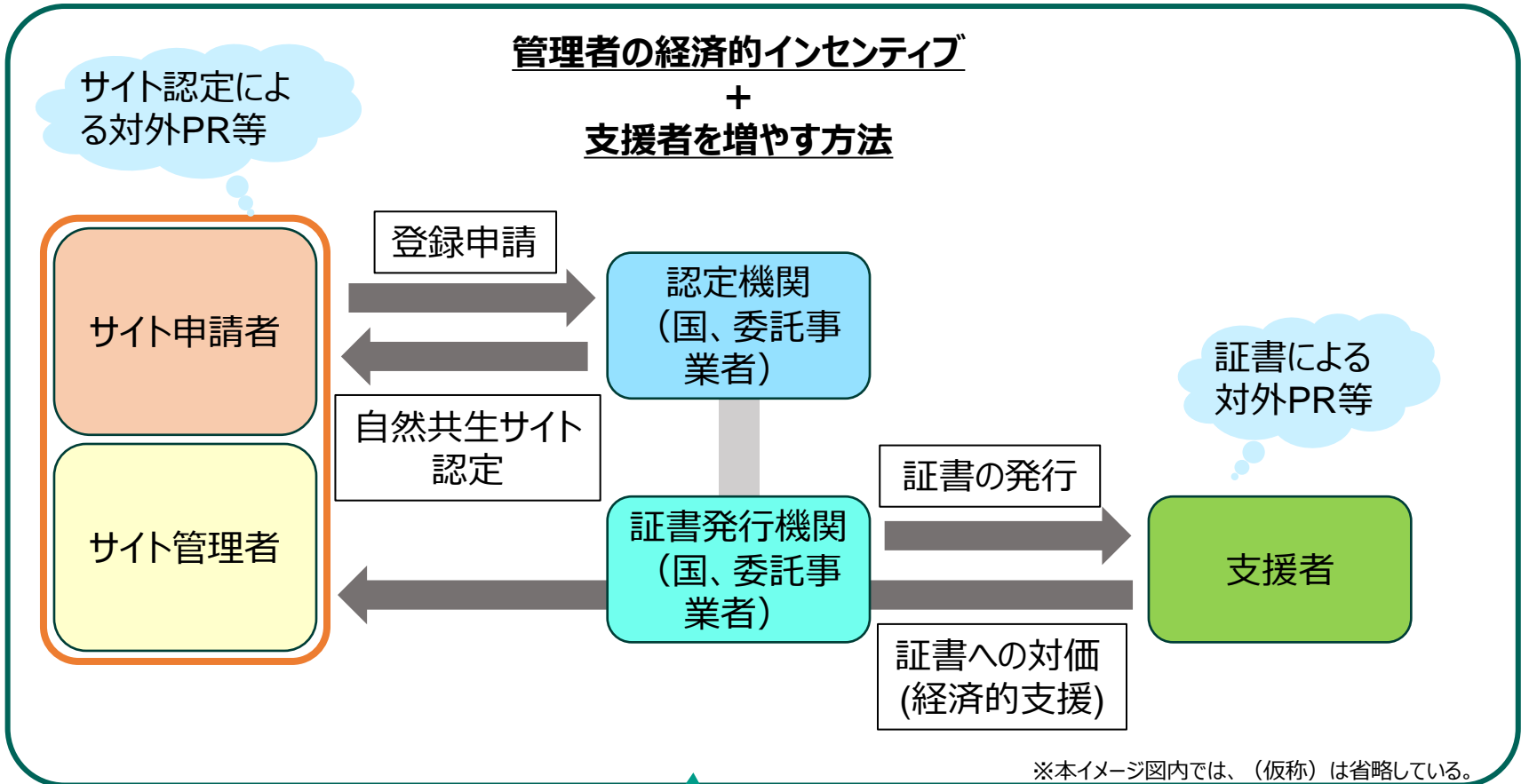
認定・継続フロー（案）



インセンティブ

1. 自然共生サイトを対象とする環境価値等の売買手法等の調査・検討

自然共生サイト（仮称）認定と貢献証書制度イメージ



制度検討の論点

- ベースライン
 - 追加性
- 地域性
 - ストーリー性
- ダブルカウント
 - 市場の透明性

2.その他の経済的インセンティブ手法等の調査・検討

経済的インセンティブ等の類型化

類型		自治体	NPO・NGO	大企業	中小企業	個人・その他
補助	実施主体	保全及び調査に対する補助は既にあり、ニーズもある。	保全及び調査に対する補助は既にあり、ニーズもある。	補助を受けていることで取組価値が下がる可能性（追加性）	経営資源に乏しいため、人を出すことに対して、一定の補助に対してはニーズはある。	農業の場合は既に交付金等あり。拡充の可能性は要検討。
	支援主体	－	ケースとしては稀	取組の価値が下がる		
税制優遇	実施主体					
	支援主体					
寄付（受ける側）	実施主体					
	支援主体					
市場優位性・認定等	実施主体					
	支援主体					
公共調達	実施主体					
	支援主体					
地域との調和	実施主体					
	支援主体					
デファクトへの対応（情報開示等）	実施主体					
	支援主体					
規制緩和	実施主体					
	支援主体					

【今後の検討方針】

- 直接保全活動をする実施する主体とそれを支援する主体を区別し、セグメントごとに支援策を検討。**
- 自然共生サイトへの参画モチベーションを向上させるため、単独の支援策ではなく、既存制度の活用・拡充など様々な組合せで検討。**

検討のロードマップ

30by30ロードマップより抜粋した資料に加筆

30%を確保する施策

後押しする施策

保護地域

OECM

見える化^{*1}
(マップ化)
/質を高める
取組

インセンティブの
検討

アライアンス^{*2}

国際発信

2022

2023

2026

2030

国立・国定公園の拡張や管理の質の向上

(国立・国定公園総点検事業フォローアップ、国立公園満喫プロジェクト等)
海域公園地区の面積倍増 / 保護管理施策・体制の充実を含む

自然共生サイト
(仮称) 認定に
向けた**試行**

認定制度の
構築

認定制度の本格運用

100地域以上で認定

(日本のOECMの相場観の醸成)

中間評価

各施策の進捗状況
のフォローアップ
/陸域の30by30目
標達成の具体的な
内容を示す

2030年に向けて
更に認定を推進

30%の達成

自然共生サイト(仮称)は、様々な取組によって本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象。
例: ビオトープ、企業の水源地の森、里地里山(屋敷林等を含む)、都市内の緑地等

自然共生サイト(仮称)の一括認定や団体との連携

国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理

海域OECMの検討

マップに付与する
機能の検討

生物多様性の重要性や保全活動の効果の
見える化

モニタリング機能の付与

①自然共生サイトを対象とする
環境価値等の売買手法等

②その他の経済的インセンティブ
手法等

2022末
インセンティブ制度①②
(素案) 提示

2024末: インセンティブ制度①構築
※②継続的に検討・運用
2025~: 制度①運用(試行)

クレジット化等の**インセンティブ**の検討

2026~
インセンティブ制度①
本格運用
※②継続運用

アライアンス
立ち上げ

TNFD報告書に盛り込まれたOECM等の情報

2023末
インセンティブ制度(案) ②提示
※①は継続して検討

^{*1} 生物多様性の重要性や保全活動の効果について、陸域の全域をカバーするマップの提供
^{*2} 事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30の推進に係るアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促すもの

国際発信及び国際的な協力

OECEMで保全と活用の例

自然共生サイトと観光

棚田など里地里山は、日本の原風景であり、それ自体が観光コンテンツとして魅力的。

例えば、

- 棚田の風景を見ながら地元食材を用いた食事体験
- 地域の方々とのふれあい体験
- 地域文化体験 など



自然共生サイトと観光

自然環境の保全活動そのものも、体験型コンテンツになりうる。

例えば、

自然共生サイトの保全
に必要な管理行為

◆ 自然の質の向上



◆ 維持管理



◆ モニタリング



想定される体験型コンテンツ

◆ 外来種駆除コンテンツ

◆ 草原維持コンテンツ

◆ 生き物観察コンテンツ

サステナブルツーリズムの素材としても活用可能

野生動物観光（オオサンショウウオ保全体験ツアー）

- 大山周辺地域において、オオサンショウウオ保全体験ツアーを造成・販売。料金の一部は保全活動に還元。2019年は外国人約30人が参加。



自然共生サイトと観光

各地で進む「サステナブルツーリズム」の事例②

#25 資源保全、新商品開発

オニヒトデ駆除ツアーで環境保全（高知県土佐清水市・竜串湾）

105種類ものサンゴが生息する高知県土佐清水市の竜串湾では、2016年度末にオニヒトデによる食害拡大が確認された。この食害を食い止めなければサンゴは壊滅的になるという。地元ダイバーによる駆除が行われたが、ダイバー数が足りず駆除が追いつかない状況にあった。

地元の竜串観光振興会では、課題解決を図りつつ地域にお金を落とす仕組みが構築できないかを検討。「オニヒトデ駆除ダイビングツアー」の観光商品化を計画した。

早期実施を目標にモニターツアーを実施。課題はあるが、参加者の反応は上々という。

この事例から、以下の気づきを得ることができる。

- ・サステイナブル志向の強い観光客にとって、自然保護の観点からも協力者・観光需要が一定数見込めること。
- ・一見、負の側面と判断されがちなことでも、発想の転換によって観光商品になり得るということ。

#26 環境保全、新商品開発

厄介者の外来種を観光のPRポイントに転換（北海道釧路市・阿寒湖）

北海道釧路市の阿寒湖は、日本独自の生態系や自然を荒らす外来種を逆転の発想により、観光のアピールポイントに変える取組を進めている。アメリカから持ち込まれたウチダザリガニ（別名：レイクロブスター）は、1930年代に摩周湖へ放流、阿寒湖にも持ち込まれ自然繁殖し、阿寒湖の天然記念物マリモを食い荒らす深刻な環境問題になっているが、海外では高級食材として好まれているという点に着目。周辺のホテルや飲食店で調理して提供を開始。

現地ならではの食の楽しみだけでなく、海外や東京などよりはるかに安い価格で食べられることもメリットとして打ち出している。土産品として「レイクロブスタースープ」（1缶160g・540円）なども販売。



レイクロブスターのボイル

自然共生サイトと観光

各地で進む「サステナブルツーリズム」の事例②

#15 地域コミュニティとの共生

地域住民とのふれあいによる地域支援が観光商品になる「カヤ刈り」イベントの実施（岐阜県白川村）

「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」と白川村、公益財団法人「日本ナショナルトラスト」が協働し、一般参加ができるイベントとして、2016年から毎年開催。

観光客に白川村の伝統文化である「カヤ刈り」への興味関心を持ってもらい、地元内外から作業に携わる人材を増やすことで地元産カヤ材の自給率向上につなげることを目的としている。

参加する観光客は、地元のベテランから草刈り鎌の扱いや結びひもの掛け方など指導を受けながら、一緒に汗を流す。村民と一緒に昼食をはさむ1日作業。

カヤ刈り後は村民有志で酒宴の席を設けられ、作業の労をねぎらう「直会（なおりい）」を開き、参加者（観光客）たちと親睦を深める。

白川村では、こうした単なる観光にとどまらず、住民と一緒に白川村に伝わる伝統文化体験を通して、村を支え、守ろうとしてくれる支援者の輪の拡大にを期待し、今後も実施していく予定。



#16 地域コミュニティとの共生・環境保全

アクティビティ中にごみ拾いタイムを設定（熊本県阿蘇市）

大きな観光資源のひとつである「千年草原」。ここを観光客が草原をマウンテンバイクで走るという人気アクティビティがある。そのアクティビティ中5分間だけ観光客にごみ拾いをしてもらうという活動を実施。当初は反発も予想されたものの、このごみ拾いを嫌がる参加者はいないとのこと。むしろ、「自分が旅行先の地域資源を生かすことに貢献している」ということに賛同する参加者が多いという。



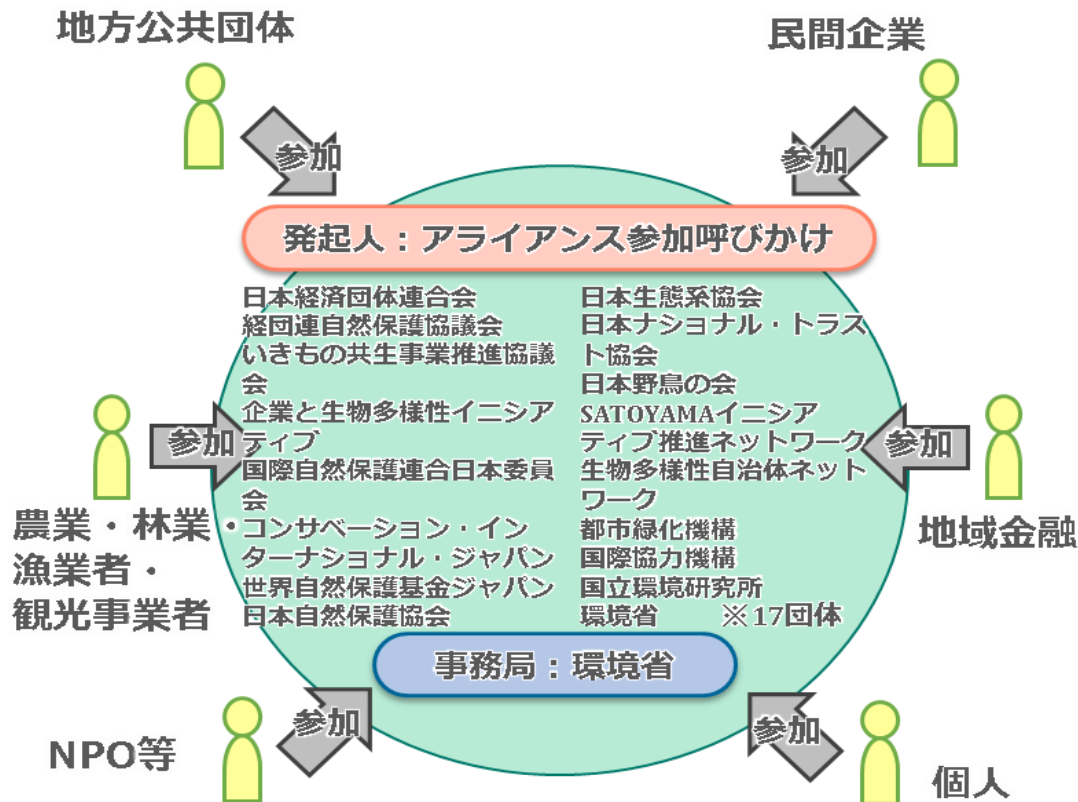
サイクリング中にごみ拾いを行う参加者



30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 2022年4月に発足。
- 企業、自治体、NPO法人等、約300者が参加



まずは、30by30アライアンスへのご参加をお待ちしております



ご静聴ありがとうございました。

